

せいかつ ほ ごと 生活保護のしおり



洲本市福祉事務所

福祉課保護係

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号

TEL 0799 (22) 3332

せいかつ ほ ご 生活保護とは

生活保護は、日本国憲法第25条の「全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づき制定された生活保護法により、国民の生存権を保障する国の制度です。

生活保護とは、病気や働き手を失うなど、いろいろな事情で、収入が少ない、もしくは全く収入がないため生活をしていけない方に、最低限度の生活を保障するため必要な給付を行うとともに、自立に向けた支援を行う制度です。

せいかつ ほ ご 生活保護のしくみ

生活保護には次の8種類の扶助費があり、その世帯の収入等の状況によって足りない部分を保護費として国が定める基準内で支給されます。

- | | | |
|---------|---|---|
| 1. 生活扶助 | … | 食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道などの日常の暮らしの費用 |
| 2. 教育扶助 | … | 学用品、教材費、給食費、学級費などの義務教育のための費用 |
| 3. 住宅扶助 | … | 家賃、地代、住宅の修繕などの費用 |
| 4. 医療扶助 | … | 病気やケガのため医者にかかるための費用 |
| 5. 介護扶助 | … | 居宅・施設介護を受けるための費用 |
| 6. 出産扶助 | … | 出産のための費用 |
| 7. 生業扶助 | … | 仕事につくためや、技能や技術を身につけるための費用
高校生の学用品や通学のための費用 |
| 8. 葬祭扶助 | … | 葬儀の費用(原則、喪主が生活保護受給者の場合) |

その他にも一時的に必要な費用が支給されるものがあるのでケースワーカーに相談してください。

ほごう 保護を受けるには

生活保護法は、次のような資産・能力・扶養その他の制度など、利用できるものはすべて利用することが必要です。

(1) 資産の活用について

- ・保有する現金や預貯金は活用してください。
- ・貴金属、有価証券などは処分し、生活費に充ててください。
- ・生命保険がある場合は、原則として解約し、返戻金を活用してください。
- ・自動車、バイクの保有及び運転は原則として認められません。ただし、一定の要件を満たせば保有を認められる場合があります。詳しくは福祉事務所へご相談ください。
- ・土地、家屋などの不動産等の資産についても、活用することが前提です。

(2) 稼働能力の活用について

- ・あなたや、あなたの家族で、働ける人は能力に応じて働いてください。

(3) 扶養義務者の援助の活用について

- ・扶養義務者（両親・兄弟姉妹・子ども・その他）。による扶養は生活保護に優先されます。援助を受けることができる方は、援助を受けてください。
- ・保護申請があったときや保護受給中においても定期的に扶養義務者の方々に対し、援助の可否について書面で照会します。ただし、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、「扶養義務の履行が期待できない」と判断された扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いとされています。扶養義務の履行が期待できない扶養義務者がいる場合には、その事情を福祉事務所へご相談ください。

(4) 他法他施策の活用について

- ・年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など、他の法律や制度で受けられるものがあれば、すべて活用してください。
(年金、雇用保険、児童手当、福祉サービスなど)

ほご う ばあい ほしょう 保護を受けた場合あなたに保証されていること

- (1) 生活保護法では、保護を受けている間、正当な理由がなければ不利益な変更はされません。
- (2) 支給される保護費については、課税されたり、差し押さえられることはありません。ただし、保護を受ける権利を譲り渡すこと（借金の担保等）はできません。

ふふくもう た 不服申し立てができます

福祉事務所の行った保護の申請却下、変更、停止、廃止などの決定に不服があるときは、兵庫県知事に対して審査請求を行うことができます。

決定を知った日の翌日から3か月以内に知事に対して不服の申し立てができます。

知事は、審査のうえ裁決します。この裁決に不服のある場合は、その裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に洲本市を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができます。

ほご じゅきゅうちゅう まも 保護受給中に守ること

- (1) 常に計画的な生活を心がけ、支出の節約を図り、生活の維持向上に努めてください
- (2) 働ける人は能力に応じて働き、収入の増加を図るよう努力してください。
- (3) 病気の方は、医者の指示に従って治療に専念してください。
- (4) 保護を受けているときは、借金をすることはできません。

福祉事務所のケースワーカーは、あなたの生活の維持向上や、生活保護制度を正しく守っていただくために、必要な指導・指示を行います。

この指導・指示には必ず従ってください。従っていただけない場合は、保護の変更停止または廃止することがありますので、十分注意してください。

ほ ご う ばあい とど 保護を受けた場合あなたが届けなければならないこと

- (1) 保護を必要としなくなったとき。
- (2) 住所・家賃・地代が変わるとき。
- (3) 収入が増えたり、減ったりしたとき。(臨時収入を含む)
- (4) 仕事を始めたり、変わったり、辞めたりしたとき。
- (5) 新たに年金、手当、保険などを受給または加入したとき。また、受給額が変わったり資格がなくなったりしたとき。
- (6) 医者にかかるときや、入院または退院するとき。
- (7) 交通事故など災害にあったとき。
- (8) 家庭の人に変わったことがあったとき。
(就職・進学・転入・転出・出産・妊娠・死亡など)
- (9) 資産を得られたとき(相続、補償など)や、処分するとき
(土地、建物、生命保険など)
- (10) その他、生活の状況に変わったことがあったとき

以上のようなときは、ケースワーカーに届け出てください。一時扶助として保護費を別に支給することができる場合や保護費を変更する必要がある場合があります。また、収入等の届出は、生活保護を受けていくうえでの義務です。届出を怠ったり嘘の申告をした場合、保護を受けられなくなったり保護費を返さなければならなくなったりしますので、十分注意してください。

ほごひ かえ 保護費を返さなければならないとき

- (1) 収入があるにもかかわらず収入の届出(申告)をしなかったり、偽りの申告をするなど不正な方法で保護を受けた場合には、これまでに受けた保護費を返還していただきます。
- (2) 資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、先に支給された保護費をあとから返還しなければなりません。
- (3) 扶養義務者が、十分な扶養能力がありながら、その保護を受けているものに対して扶養しなかったことがあとからわかったときには、その扶養義務者から、それまでの保護費の全部または一部を徴収することがあります。

不正な手段により保護を受け、または他人を介して受けさせた者は、3年以下の懲役または100万円以下の罰金が課せられるほか、刑法の規定に基づき処罰を受けることがあります。

いしゃ 医者にかかるとき

- (1) 家族の方が、けがをしったり病気にかかって医者にみてもらうときは、その前に必ず、福祉事務所、五色庁舎、または由良支所に届け出てください。
ただし、急病などで届出ができないときは、その後、すみやかに届け出てください。
- (2) 同じ病名で2つの病院に同時にかかることはできません。
- (3) 医師より、治療材料、施術(柔道整復、あんま、マッサージ、はり・きゅう)、調剤が必要であるとの指示を受けた場合は、ケースワーカーに相談してください。
- (4) 病気がなおったとき、退院するとき、医者をかわろうとするときは、直ちにそのことを担当のケースワーカーに届け出てください。

生活保護を受けると国民健康保険証や各種福祉医療証は資格がなくなりますので使用できません。保険証や各種福祉医療証をお持ちの方は、使用せずケースワーカーに返してください。なお、会社の健康保険に加入している場合はそのまま使えますが、ケースワーカーに届け出てください。

ほごひうと 保護費を受け取るとき

- (1) 受け取る場所は、福祉事務所福祉課窓口です。近くの金融機関（銀行、農協、信用組合など）での支払いを希望される方には、口座振り込みをいたします。普通預金通帳と印鑑を持参して、振り込みの手続きをしてください。
普通預金通帳や印鑑をなくしたときは、すぐにケースワーカーに連絡してください。また、勝手に普通預金通帳の名義を変えたり、解約したりしないでください。
- (2) 保護費を受け取る日は、毎月4日です。4日が土、日、祝日のときは、前日になります。

た その他

この「しおり」でわからないことや、日々の生活で困ったこと、わからないことがありましたら遠慮なく福祉事務所（ケースワーカー）にご相談ください。

あなたの地区担当員（ケースワーカー）は _____ です。
(TEL 22-3332 内線 _____)

— メ モ —